

ふれあい子育てサポート事業ひとり親家庭等の減免について

ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）・生活保護受給世帯・住民税非課税世帯の方が、ふれあい子育てサポート事業を利用した際に支払った利用料の半額を助成します。

◆対象者

ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯）の方
生活保護を受給されている方
住民税非課税世帯の方

◆助成の内容

ふれあい子育てサポート事業を利用した際に、ヘルパー会員に支払った利用料（報酬）の半額を助成します。交通費やキャンセル料、その他の実費は対象外です。助成する金額はお子さん1人あたり1か月24,000円を上限とします。

◆助成の手続きについて

利用登録申請について

減免を受けたい方は、事前に、対象者であることをセンターに申請してください。

【利用登録申請の際に必要なもの】

- ① 助成の対象者であることを証明する書類
（児童扶養手当証書の写し、被保護証明書、同一世帯全員の市民税県民税非課税証明書等）
- ② 川崎信用金庫の口座が必要です。通帳・キャッシュカードのコピー等、助成金の振込先川崎信用金庫の口座情報が確認できるもの

助成金の請求について

原則、利用した月の翌月末日（必着）までにセンターに郵送またはメールにてお送りください。

【請求の際に必要なもの】

- ① ふれあい子育てサポート事業ひとり親家庭等利用料請求書（利用登録申請時に配布）
- ② 援助活動報告書兼領収書（コピー）

【問合せ先】

ふれあい子育てサポートセンターたまご
電話 044-811-5761